

三鷹市市民スポーツ祭スポーツ大会補助金交付基準

項 目	内 容	補助基準	証明書類等
審判等謝礼金	① 謝金 ア 指導者、役員、審判 イ 補助指導者、補助役員 ウ 医師 ② 昼食代（飲物含む。）	1人1日 5,000円以内 1人1日 3,000円以内 （但し、この額を超える場合は事前に申し出る） 1人1日 20,000円以内 1人1食 850円以内	個人の領収証 （住所・自筆記名・捺印） 医師の領収書 業者の領収書
印刷製本費	プログラム等印刷費	実費	業者の領収書 作成印刷物1部
消耗品費	競技用消耗品購入費等 （熱中症予防スポーツドリンク、事務打合せ等のお茶代含む。ただし、コーヒー、ジュースは×）	実費	業者の領収書
使用料・借上料	会場使用料、競技用具借上、バス等借上、会議室使用料	実費	業者の領収書
通信運搬費	郵送料、器具等運搬費等	実費	業者の領収書
保険料	傷害保険料、行事保険	実費	業者の領収書 保険証書
役務費	振込手数料等	実費	業者の領収書

【注意事項】

- 1 対象とならない経費は以下のとおりです。
 - (1) 反省会、懇親会等の飲食費等
 - (2) 個人の所有物（優勝カップ、賞品等）になる物品の購入費
 - (3) 交付基準を超えて支払ったもの及び交付基準対象者以外に支払ったもの。
 - (4) 必要な証明書類の整っていない経費
- 2 実施報告書に添付する領収書等は、原則として原本とする。
- 3 要件を満たしていない領収書は無効となります。
 - (1) 領収書の内訳（使用内容・単価・数量）は、必ず記入願います。
 - (2) 宛先は、「市民スポーツ祭スポーツ大会実行委員会」とします。
 - (3) 謝礼金の領収書は、住所・氏名の記入、押印が必要となります。
 - (4) 領収書の発行日は、当該年度で大会日以前の日付のもの。